

店舗・設備の改修費用を補助します！

中標津町内の企業、または個人事業主を対象に、
店舗や設備等を改修する費用の一部を補助します。

○中標津町中小企業応援事業補助金

補助額

○都市計画区域内 30万円 ○都市計画区域外 20万円

補助対象

- 中小企業者、大企業者、事業協同組合、企業組合
- (個人事業主の場合)本町在住で満20歳以上
- 町税等の滞納がない
- 町内で同一事業を5年以上営んでいる
(町内本社)
- 中標津町商工会会員(加入予定含む)
- 補助対象経費 総額300万円以上



※以下は補助対象になりません。

- 風俗営業等、遊興飲食業等
- (株)日本政策金融公庫(中小企業事業)の融資対象外事業
- 国または北海道等の補助等を受けた(受ける予定)の費用

補助対象 経費

- 店舗、工場等の改修、改築工事費
- 設備改修、更新、新規購入費
- ※中標津町商工会会員へ発注されたものに限りです。
- ※減価償却資産耐用年数表による「建物、建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置」に含まれ、事業の用に供するものであり、1件の金額が10万円以上のものが対象です。
- ※併用住宅の場合は事業所に係る経費のみが対象です。

申請方法

下記問い合わせ先または中標津町商工会(☎72-2720)まで
お問合せください。

ご注意

- 申請は工事等に着手する1か月前までに行ってください。
- この補助金は一事業者1回に限ります。
- 補助事業完了後3年以内に廃業した場合、補助金全額を
返還いただきます。

○お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町 経済部 経済振興課 商工労働係
☎ 0153-74-0463(直通) ✉ shoukou@nakashibetsu.jp



お気軽に
お問い合わせください！

中標津町中小企業応援事業補助金 Q & A

Q 1. 補助対象外となる風俗営業、遊興飲食業とは？

A 1. 「風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項並びに第5項に規定する事業」および「日本標準産業分類における飲食店の分類中、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ」に該当するものを指します。

※具体例 居酒屋：対象になります／スナック：対象になりません

Q 2. ㈱日本政策金融公庫（中小企業事業）の「融資対象外事業」とは？

A 2. 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、医療・福祉（保健衛生を除く）、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなどを指し、本事業では補助対象外となります。詳しくは㈱日本政策金融公庫ホームページ（<https://www.jfc.go.jp/>）にてご確認ください。

Q 3. 補助対象経費に車輛は含まれる？

A 3. 含まれません。

補助対象経費に含まれるのは、減価償却資産耐用年数表による「建物、建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置」に含まれ、事業の用に供するものであり、1件の金額が10万円以上のものです。

Q 4. 一つの工事、設備等の発注で300万円以上が対象？

A 4. 補助対象経費に含まれる工事や設備等について、合計額が300万円以上であれば対象となります。

Q 5. 工事、設備等の発注は全て一つの業者で行わなければいけない？

A 5. 発注は複数の業者でも対象です。ただし、補助対象経費に含めることができるのは町商工会会員へ発注したもののみとなり、その他の業者へ発注したものは補助対象経費には含まれません。

Q 6. 補助金はいつもらえる？

A 6. 事業実績報告書を提出いただき、事業内容が適合と認められたのち補助金の交付となります。

Q 7. 都市計画区域の範囲は？

A 7. 中標津都市計画総括図で確認ください。

町ホームページ（<https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/>）

⇒QRコード

または中標津町役場・中標津町商工会で確認できます。



Q 7. 廃業した場合は補助金を返還しなければいけない？

A 7. 事業完了後3年以内に正当な理由なく廃業した場合は補助金を全額返還いただきます。

Q 8. 補助対象の要件を満たせば何度も利用できる？

A 8. 一事業者1回に限ります。ただし、同一の代表者ではあるが別の法人等による申請は可能です。